



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*8 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 1
*9 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
*10 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 1
*11 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 6
*12 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 10
*13 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 10
*14 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 18

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第8号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「農業高等学校」を「農林高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項第4号中「農業高等学校」を「農林高等学校」に改める。

別表第1農業高等学校の部中「農業高等学校」を「農林高等学校」に、「農業後継者」を「農林業後継者」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分 組 織		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	7 種
知事	本 庁	理 事 危機管理監 知事室長 部 長 会計管理者	監察査察監 国際担当参 事 参 事 技 監	局 長	知事室次長 行政改革担 当参事 生活安全参 事 食品安全参 事 労働政策参 事 監察査察参 事 ねんりんピ ック担当参 事 参 事	課 長 企 画 員 (政策審議 課及び医務 課に置き、 本庁の課長 と同等の職 務を行う者 に限る。)	旅券事務長 企 画 員 室 長	副 課 長 副 室 長 総括審議員 総括監察査 察員 主 幹 分 室 長 総括検査員	
	共 通						企 画 員	総括専門員 総括研究員 主 幹	
	振 興 局		局 長	局 長 参 事 (那賀振興 局に置く医 療職給料表 (1)を適用さ れる者に限 る。)	参 事	部 長 (海草振興 局地域振興 部、海草振 興局健康福 祉部、那賀 振興局地域 振興部、那 賀振興局建 設部、伊都 振興局地域 振興部、伊 都振興局健 康福祉部、 有田振興局 地域振興部、 有田振興局 健康福祉部 及び西牟婁 振興局健康 福祉部の長 に限る。)	部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事 務所長 ダム管理事 務所長 紀の川流域 下水道事務 所長 国道橋本建 設事務所長 湯浅御坊高 速事務所長 近畿自動車 道紀南高速 事務所長	副 部 長 支 所 次 長 海南工事事 務所次長 紀の川流域 下水道事務 所次長 湯浅御坊高 速事務所次 長 近畿自動車 道紀南高速 事務所次長	
東京事務所			所 長		次 長 (本庁の課	次 長	企業誘致統 括員		

					長と同等の職務を行う者に限る。)			
県税事務所			所 長 (和歌山県税事務所及び紀中県税事務所の長に限る。)	所 長	企 画 員 (和歌山県税事務所及び紀北県税事務所に置くものに限る。)		次 長	
消 防 学 校				参 事		校 長	副 校 長	
防災航空センター						所 長		
文 書 館						館 長	次 長	
環境衛生研究センター				所 長			次 長 部 長	
鳥獣保護センター						所 長		
消費生活センター				所 長				
男女共同参画センター				所 長				
動物愛護センター						所 長		
子ども・女性・障害者相談センター				所 長 参 事			次 長	
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹	

なぎ看護学 校				参 事		学 校 長		
こころの医 療センター			院 長	事務局長			副 院 長 事務局次長 部 長 看護副部長	
難病・子ど も保健相談 支援センタ ー				参 事	所 長			
公営競技事 務所						所 長	次 長	
産業技術専 門学院						学 院 長	副 学 院 長	
工業技術セ ンター		所 長		副 所 長			副 所 長 部 長	
世界遺産セ ンター							事 務 長	
農業試験場						場 長	副 場 長	
農業試験場 暖地園芸セ ンター						所 長		
果樹試験場						場 長	副 場 長	
果樹試験場 かき・もも 研究所						所 長		
果樹試験場 うめ研究所						所 長		
畜産試験場					場 長			
畜産試験場 養鶏研究所						所 長		
林業試験場						場 長	副 場 長	
水産試験場						場 長	副 場 長	
農林大学校						校 長 所 長	副 校 長 教 授	

								林業研修部長	
		農作物病害虫防除所						所 長	
		家畜保健衛生所					所 長		
		南紀白浜空港管理事務所					所 長	次 長	
		和歌山下津港湾事務所				所 長		次 長	
	県 議 会	事務局長		事務局次長		課 長		副 課 長 総括調査員	
教育委員会	本 庁			教育企画監 局 長		課 長	室 長	副 課 長 教育企画員 主 幹 専 門 員	
	地方機関	教育支援事務所						所 長	
		教育センター学びの丘				所 長			副 所 長
		図 書 館				副 館 長			紀南図書館 長 センター長
		近代美術館				副 館 長			
		博 物 館				副 館 長			
		紀伊風土記の丘						副 館 長	
		自然博物館				副 館 長			
		県立学校							事 務 長
警 察	本 部					課 長 監 察 官	室 長 センター長 (運転免許課に置くものを除く。)	次 席 副 所 長	

選挙管理委員会	本 庁					事務局長		事務局次長	
	地方機関 分 局						分局長		
監 査 委 員 会	事務局長					課 長		副 課 長 総括調査員	
人 事 委 員 会	事務局長					課 長		副 課 長	
労 働 委 員 会	事務局長		事務局次長			課 長		副 課 長	
海区漁業調整委員会								事務局長	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事	共 通	※福祉主事 又は福祉技師 ※医療主事 又は医療技師								
	本 庁	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船 長 ※機 関 長	総括課長補佐 政策審議員 改革推進員 監察査察員 調 査 員 検 査 員	※室 長 副 室 長 分 室 長 旅券事務長 総括審議員 総括監察査察員 総括検査		知事室次長 行政改革担当参事 政策統括参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策	危機管理監 監察査察監 知事室長 理 事 技 監 会計管理者 国際担当

						主任航海士 主任機関士	員		参事 監察査察 参事 ねんりん ピック担 当参事 会計局長	参事
地方 機 関	共 通					専門技術 員 調 査 員	総括専門 員			
	振 興 局					出張所長 会計専門 員 会計駐在 員 旅券駐在 員 検 査 員 入札契約 統括員	※所 長 支 所 長 副 参 事 次 長 支所次長 管理保全 課長			
	東京事務所						企業誘致 統括員			
	県税事務所					県税窓口 統括員	次 長			
	消 防 学 校				※教務主任		副 校 長			
	防災航空セ ンター						次 長			
	文 書 館						次 長			
	環境衛生研 究センター						次 長			
	消費生活セ ンター						支 所 長	次 長		
	子ども・女 性・障害者 相談センタ ー					室 長		次 長		
	紀南児童相 談所							次 長 分 室 長		
	仙 溪 学 園							次 長		
精神保健福 祉センター							次 長			

	保 健 所					支 所 長 次 長 支所次長			
	高等看護学院				事務長代理	事 務 長	副学院長		
	こころの医療センター					事務局次長	事務局長		
	公営競技事務所					次 長			
	産業技術専門学院	※職業指導員				副学院長			
	工業技術センター						副 所 長		
	水産試験場	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船 長 ※機 関 長	主任航海士 主任機関士			
	農林大学校			助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長			
	南紀白浜空港管理事務所					次 長			
	和歌山下津港湾事務所					次 長			
	県 議 会					調 査 員	総括調査員	事務局次長	
教育委員会	共 通			※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事 ※専 門 員				

	本 庁	※体育指導員			※人事主事 ※政策推進員	分 室 長	室 長 教育企画員		教育企画 監 局 長	
地方 機 関	教育センター 一学びの丘					教育相談 室長	副 所 長			
	図 書 館	※司 書		副主査司 書	主査司書	主任司書	紀南図書 館長 センター 長	副 館 長		
	近代美術館							副 館 長		
	博 物 館							副 館 長		
	紀伊風土記 の丘							副 館 長		
	自然博物館							副 館 長		
	県立学校						※事 務 長 事務長補 佐			
警 察	共 通			主 任						
	本 部	※保 健 師 ※航空整備 士				調 査 官 隊長補佐 校長補佐 師 範	※監 察 官 管 理 官 次 席 所 長 副 所 長 室 長 場 長 センター 長 首席師範	理 事 官	参 事 官	
	地方 機 関	警 察 署					会 計 官			
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁						事 務 局 長 事 務 局 次 長			
	地方 機 関	分 局				分 局 長 分局長代 理				

監 査 委 員					調 査 員	総括調査員			
労 働 委 員 会								事務局次長	
海区漁業調整委員会						事務局長			

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「有する者」を「占める者」に改める。

第3条を削る。

別表中「（第2条、第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、別表知事部局の部本庁の款中「行政改革担当参事」を「国際担当参事」に、「国際担当参事」を「監察查察参事 行政改革担当参事」に、「食品安全参事」を「食品安全参事 ねんりんピック担当参事」に改め、同部地方機関の款振興局の項中「紀の川流域下水道事務所次長 京奈和高速事務所次長 京奈和高速事務所次長」を「紀の川流域下水道事務所次長」に、「湯浅御坊高速事務所次長」を「湯浅御坊高速事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長」に改め、同款消防学校の項中「教頭」を「副校長」に改め、同款文書館の項中「館長」を「参事 館長」に改め、同款消費生活センターの項中「所長」を「参事 所長」に改め、同款子ども・女性・障害者相談センターの項中「所長」を「所長 参事」に改め、同款なぎ看護学校の項中「学校長」を「参事 学校長」に改め、同款難病・子ども保健相談支援センターの項中「所長」を「参事 所長」に改め、同款和歌山産業技術専門学院の項を削り、同款田辺産業技術専門学院の項中「田辺産業技術専門学院」を「産業技術専門学院」に改め、同款世界遺産センターの項中「事務長」を「事務長 主幹」に改め、同款農業大学の項中「農業大学校」を「農林大学校」に、「所長」を「所長 部長（林業研修部に置くものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同法第7条第4

項の規定により和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体（以下「事務委託団体」という。）の同法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

（管理職員等の範囲）

第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第36までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

美浜町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 会計管理者 主幹
教育委員会事務局	課長
こども園	園長 副園長 所長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
図書館	館長
中央公民館	館長

別表第2（第2条関係）

日高町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	公室長 参事 課長 室長 会計管理者 副課長 主幹
教育委員会事務局	参事 課長 副課長 主幹
日高町保健福祉センター	センター長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
中央公民館	館長

別表第3（第2条関係）

由良町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	参事 会計管理者 課長 副課長 課長補佐 班長 企画員
教育委員会事務局	参事 課長 副課長 課長補佐 班長 企画員
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第4（第2条関係）

印南町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長

町長部局	参事 課長 会計管理者 副課長 主幹
教育委員会事務局	教育次長 参事 課長 副課長 主幹
農業委員会事務局	局長
切目社会教育センター	センター長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
公民館	館長

別表第5 (第2条関係)

みなべ町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	会計管理者 参事 課長 室長 副課長 主幹
教育委員会事務局	教育次長 課長 副課長 主幹
農業委員会事務局	局長
うめ21研究センター	センター長
保育所	所長
こども園	園長
幼稚園	園長
給食センター	センター長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第6 (第2条関係)

日高川町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長 専門員
町長部局	参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 専門員 保健専門員
教育委員会事務局	課長 副課長 専門員
農業委員会事務局	局長 専門員
中津支所	支所長 専門員
美山支所	支所長 専門員
川上診療所	所長 看護専門員 専門員
寒川診療所	所長 看護専門員 専門員
保育所	所長 保育専門員
保育園	園長 保育専門員
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
公民館	館長 専門員

別表第7 (第2条関係)

白浜町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	事務局長 次長
町長部局	会計管理者 課長 副課長 危機管理室長 行政改革室長 幼児対策室長 高速道路対策室長
教育委員会事務局	教育長 教育次長 教育次長補佐
農業委員会事務局	局長 局長代理
富田事務所	所長 副所長
日置川事務所	所長 副所長 地籍調査室長 住民交流センター館長
日置川水道事務所	所長
樺出張所	所長
安居出張所	所長
市鹿野出張所	所長
浄化センター	下水道室長
清掃センター	清掃センター長
保育園	園長
幼稚園	園長
日置川教育事務所	所長
給食センター	給食センター長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
児童館	館長
図書館	館長
公民館	館長

別表第8 (第2条関係)

上富田町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長 企画員
町長部局	会計管理者 課長 企画員
教育委員会事務局	課長
保育所	所長 副所長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第9 (第2条関係)

すさみ町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	参事 局長 副局長 主幹
町長部局	参事 会計管理者 課長 企画員 副課長 主幹
教育委員会事務局	参事 教育次長 社会教育主幹
江住支所	支所長

すさみ病院	病院長 副院長 医長 医員 薬局長 診療放射線技師長 理学療法士長 管理栄養士長 総看護師長 看護師長 薬局 次長 診療放射線技師次長 理学療法士次長 管理栄養士次 長 栄養士次長 副看護師長 事務長 事務次長
保育所	所長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
公民館	館長

別表第10 (第2条関係)

那智勝浦町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	参事 会計管理者 課長 副課長 企画員 主幹
教育委員会事務局	次長 企画員 課長
農業委員会事務局	局長
清掃管理事務所	所長
町民センター	次長
地域子育て支援センター	センター長
那智勝浦町立温泉病院	病院長 副院長 医局長 医長 看護部長 副看護部長 看 護師長 薬局長 技師長 事務長 企画員 事務課長 主幹
保育所	所長
こども園	園長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第11 (第2条関係)

太地町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	会計管理者 課長 企画員 副課長 主幹
教育委員会事務局	次長 副課長
清掃センター	センター長
下水処理場	場長
こども園	園長 副園長 主幹
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
くじらの博物館	館長 企画員 次長 主幹

別表第12 (第2条関係)

古座川町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長

町長部局	会計管理者 参事 課長 室長 主幹 副課長 副室長 次長
教育委員会事務局	課長 主幹 副課長
古座川町国民健康保険七川診療所	所長
古座川町国民健康保険明神診療所	所長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第13 (第2条関係)

北山村の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
村長部局	参事 会計管理者 課長 課長代理 課長補佐
教育委員会事務局	教育次長
国保北山村診療所	所長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第14 (第2条関係)

串本町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	会計管理者 課長 副課長
教育委員会事務局	教育次長 課長 副課長
総合センター	センター長
ごみ処理場	場長
保育所	所長
こども園	園長 副園長
幼稚園	園長
学校給食センター	センター長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

別表第15 (第2条関係)

橋本伊都衛生施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
橋本環境管理センター	会計管理者 センター長 センター次長 課長 室長

別表第16 (第2条関係)

御坊日高老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局次長
養護老人ホームときわ寮	施設長

特別養護老人ホームときわ寮	施設長
特別養護老人ホームときわ寮川辺園	施設長
特別養護老人ホームときわ寮梅の里	施設長
ときわ寮美浜デイサービスセンター	センター長
ときわ寮川辺園デイサービスセンター	センター長
ときわ寮梅の里デイサービスセンター	センター長

別表第17 (第2条関係)

公立紀南病院組合の管理職員等の範囲

機関	職
紀南病院	病院長 特任院長 副院長 医局長 薬剤部長 副薬剤部長 看護部長 副看護部長 看護師長 技師長 事務局長 事務局次長 課長 室長 参事 人事係長 企業出納員
紀南こころの医療センター	病院長 副院長 医局長 薬剤部長 副薬剤部長 看護部長 副看護部長 看護師長 技師長 事務局長 事務局次長 課長 参事
紀南看護専門学校	学校長 副学校長 教務長 事務長

別表第18 (第2条関係)

紀南地方老人福祉施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長
養護老人ホーム椿園	園長
特別養護老人ホーム百々千園	園長

別表第19 (第2条関係)

串本町古座川町衛生施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局長補佐

別表第20 (第2条関係)

大辺路衛生施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
衛生センター	会計管理者 センター長 センター主幹

別表第21 (第2条関係)

紀南学園事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
紀南学園	会計管理者 園長

別表第22 (第2条関係)

紀南環境衛生施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 参事 事務局長 事務局次長 場長

別表第23 (第2条関係)

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
特別養護老人ホーム南紀園	会計管理者 園長 施設長 主任 副主任 副看護師長
養護老人ホーム南紀園	施設長 主任 副主任 副看護師長

別表第24 (第2条関係)

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 苑長 主幹

別表第25 (第2条関係)

紀南地方児童福祉施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長

別表第26 (第2条関係)

新宮周辺広域市町村圏事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 市場長 市場次長

別表第27 (第2条関係)

御坊広域行政事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 参事 事務局次長 課長 主幹
御坊広域青少年補導センター	センター長 主幹
御坊広域清掃センター	センター長 主幹 技師長
御坊クリーンセンター	センター長 主幹 技師長

別表第28 (第2条関係)

田辺周辺広域市町村圏組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長

別表第29 (第2条関係)

上大中清掃施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
清掃事務所	会計管理者 所長

別表第30 (第2条関係)

田辺市周辺衛生施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 次長

別表第31 (第2条関係)

富田川衛生施設組合の管理職員等の範囲

機関	職

事務局	会計管理者 事務局長
白鳥苑	場長

別表第32 (第2条関係)

橋本周辺広域市町村圏組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局次長 参事 場長 課長 主幹

別表第33 (第2条関係)

和歌山地方税回収機構の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長

別表第34 (第2条関係)

和歌山県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局次長 課長 主幹

別表第35 (第2条関係)

紀の海広域施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 局長 次長 主幹

別表第36 (第2条関係)

紀南環境広域施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局次長

和歌山県人事委員会規則第14号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「による採用候補者又は昇任候補者（以下「任用候補者」と総称する。）」を「による任用候補者」に改め、同条第14号中「並びに任命権者への承認及び運用通知」を「任命権者への承認」に改め、同号そを同号たとし、同号へからせまでを同号ホからそまでとし、同号フの次に次のように加える。

へ 勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）

第2条中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、第17号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成6年和歌山県人事委員会規則第2号）第37条第1項の規定により当事者から提出された証拠資料の相手方の当事者への送付に関すること。

第2条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 条例、規則等の解釈及び運用方針に関する通知等の制定又は改廃に関する事並びに当該通知等に基づく任命権者との協議、任命権者への承認等に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。